

[事案 2019-92] 配当金支払等請求

・令和元年 10 月 28 日 裁定終了

<事案の概要>

保険会社の決算では剩余金があるのに配当金が支払われていないこと等を不服として、年 5.5% の利率による配当金の支払いと解約返戻金の増額を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主な主張>

平成 2 年 12 月に契約した終身保険について、以下の理由により、年 5.5% の利率により配当金を支払い、併せて解約返戻金を増額してほしい。

- (1) 保険会社の決算資料を基に団体保険と個人保険の配当金の支払額を比べると、団体保険が優遇されており、個人保険は剩余金があるにも関わらず支払われていない。
- (2) ご契約のしおりに記載された契約例の図から計算すると、解約返戻金は増額されるはずである。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 配当金は剩余金が発生した場合に支払われるものであり、剩余金発生への寄与度合いに応じて個々の契約の配当率を定めている。
- (2) 契約例の図は、保険料合計と解約返戻金の推移についてイメージできるように、特定の保険契約をモデルとして例示したものに過ぎない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の主張を整理するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、団体保険と個人保険の契約内容は異なり、ご契約のしおりの契約例は例に過ぎないので、申立人の主張は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。